

2028年1月まで期限延長！条件緩和も 早期経営改善計画策定支援

早期経営改善計画とは？

資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善に取り組む中小企業者等が、国が認定した税理士などの専門家である認定経営革新等支援機関の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の経営改善計画を策定する際、その費用の2/3を補助することで、中小企業者等の早期の経営改善を促すものです。

金融機関が
計画策定支援を
行う場合

2025年1月末としていた期限を3年間延長し**2028年1月まで**となりました



融資総額4,000万円以下の範囲内で、保証債務残高が2,000～4,000万円も対象となるよう要件を拡大！

実施期間	2025年2月～2028年1月
補助額	上限15万円(計画策定費用の2/3のみ)
伴走支援	3年間
対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> 支援を受ける中小企業(以下、「支援対象者」という)は、民間ゼロゼロ融資(借換分を含む)を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンクであること 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が4,000万円以下であり、そのうち民間ゼロゼロ融資(借換分を含む)の保証債務残高割合が50%以上であること。



こんな企業におすすめ！



- ✓ 経営改善策を相談したい
- ✓ 自社の経営状態を専門家にチェックしてほしい
- ✓ 資金繰り表を作成したいが、作り方がわからない
- ✓ 事業計画を着実に遂行したいので、協力体制をつくりたい
- ✓ 金融機関における自社についての理解を深め、取組みに対する支援をしてほしい

計画策定、伴走支援で支払う費用の最大25万円が補助されます！



枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	計画策定支援費用	2/3 (上限15万円)	伴走支援(期中)は事業者の希望に応じて実施
	伴走支援費用	2/3(上限5万円)	
	伴走支援費用(決算期)	2/3(上限5万円)	

制度利用の流れ

- STEP1** 制度の利用申請(取引金融機関からの事前相談書を添えて利用申請書を中小企業活性化協議会に提出)
- STEP2** 早期経営改善計画を策定し、取引金融機関に提出
- STEP3** 支払い申請(上記費用補助を受けるため、支払申請書を中小企業活性化協議会に提出)
- STEP4** 伴走支援(計画策定後1年を経過した最初の決算時)を実施し、伴走支援報告書を中小企業活性化協議会に提出)

同制度を活用することにより、早期に経営改善に着手することができ、将来の挑戦が可能となります。資金繰りが不安定、自社の状況を客観的に把握したい経営者の方は、一度当事務所にご相談ください！
計画の策定、計画策定後も伴走支援します！



佐園達哉税理士事務所(認定経営革新等支援機関)

TEL:079-429-6623 FAX:079-429-6624

〒675-0010 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲
ご視聴できます